

# 近世大浦の船株

東 幸 代

人間文化学部地域文化学科准教授

## はじめに

近世の琵琶湖には、物資・人輸送に用いられた丸子船と呼ばれる船が多数存在した。これらの丸子船を所有する人々には、船株を持つ者と持たない者がおり、船株を有する者は「鱸折廻船」の権利を持っていた。「鱸折廻船」とは、舳先ではなく船尾から着岸した船が、先着順に荷物を積み出すことができるという廻船秩序のことを言い、鱸折廻船が可能な浦の丸子船は、自浦出しの荷物だけでなく、他の鱸折廻船浦に入湊して、荷物を積み出すことが可能であった<sup>(1)</sup>。

船株を有することが、「浦を持つ」とも表現されることがあるなど、近年は船株の性格が少しずつ明らかになってきている<sup>(2)</sup>。ただし、船株が琵琶湖沿岸に広範に分布していたことは先行研究の指摘するとおりであるものの、その実態については、いまだ不明な点が多い。筆者は前稿<sup>(3)</sup>で、浅井郡月出浦（現長浜市月出）の船株の性格について、他浦との関係、および月出浦内での機能の2側面から検討した。他浦との関係の検討から明らかになった点として、琵琶湖の浦々の船株の間には元株と分株の関係がみられることや、船株所有浦は鱸折廻船が可能であるが、その活動範囲は必ずしも琵琶湖全域に及ぶわけではなく、他浦と調整の結果、積み場の縄張り設定がなされていたこと等があげられる。また、月出浦内での機能を検討した結果、船株はすべてが同一の性格ではなく、機能の異なる船株が存在していたことや、無株の者が舟運に従事する場合、船株所有者の許可を得ると同時に、金銭を提供する必要があったこと、等が明らかになった。

しかし、船株の由緒や運用実態には、浦によってかなり相違がみられることが想定され、各浦において船株の実態を検討する必要がある。

本稿では、浅井郡の大浦（現長浜市大浦）の船株の性格について検討する。対象期間は、琵琶湖の舟運秩序が大きく揺らぐと想定される18世紀半ばより前とする。

## 1 大浦の舟運

大浦は、古代以来畿内と北陸を結ぶ湖上交通の要

衝で、大浦越（山中越）で七里半越に合流して敦賀と結んでいた。近世は「寛永石高帳」に高991石余とあり、膳所藩領として幕末に至る村である<sup>(4)</sup>。

近世の大浦の舟運については、地名辞典等で紹介されるものの、ほとんど研究がない。地元で刊行された『ふる里を訪ねて 奥琵琶湖 舟寄せ村の歴史』<sup>(5)</sup>には、次のように概要が記される。

南方に湖を持つ地形から湖上運送の業が盛んになり地元の産物は勿論主に北陸地方よりの米・布・海産物（塩物、干物類）等が奥山道（大浦道と謂）を経て琵琶湖上を運送され京阪神方面へ向う湖北の三湊、海津・大浦・塩津の要港として丸子船が頻繁に出入りし住民は其の仕事中心に田作り以外は山仕事木材の切出し、薪・柴の生産、馬の背に依る北陸よりの産物の陸送等、丸子船産業を中心とした業を営んだ様に思われます。又荷を取仕切る問屋職があり大浦の場合、助左衛門浦、蓮敬寺浦、庄助浦の三軒の問屋があり、時の領主（又は舟奉行）より許された持株に依り、丸子船々持（船頭）を掌握し荷の斡旋配分等を業とし利潤を得ていたものと思われる。又許された株数に依って領主（舟奉行）への運上金を出して居た様に思われます。

この記述は、村内の蓮敬寺<sup>(6)</sup>に残された古文書の解説から導きだされたものである。蓮敬寺は寺院ながら上記記載中に見られるように問屋をつとめていたうえ、鱸折廻船浦におかれた帳屋<sup>(7)</sup>をつとめており、慶長期（1596～1615年）以降の舟運関係文書を多く残している。

大浦から津出しされた荷物は、享保11年（1726）「覚」<sup>(8)</sup>によれば、「割木」、「切込掛木」、「谷より出候油実」、「地の油実」、「材木」、「山出しの長木」、「谷より出し申候表物」とあるが、他の史料では、「敦賀より上り米荷物」<sup>(9)</sup>、「米荷物」<sup>(10)</sup>など「米」の輸送を示すものが多い。また、「苜安積上り」<sup>(11)</sup>とあるように、湖北地域で栽培されていた苜安が津出しされていることがうかがえる史料もあり、割木や油実（桐油の実）など山や山畑から生産される産品が、米とともに

に湖上を運ばれていたことがわかる。

## 2 船株と丸子船

琵琶湖には多くの浦々が存在するが、舟運の規模は一様ではない。概して、後背に主要街道をもつ浦は舟運力が高く、そうでない浦に比して船数や船規模が大きい。筆者は、これらを主要浦と呼んでいる。主要浦には、湖北四か浦（塩津・大浦・海津・今津）、彦根三湊（長浜・米原・松原）、湖南三か浦（大津・堅田・八幡）があった。

また、【表1】<sup>12)</sup>【表2】<sup>13)</sup>は、17世紀におけるこれら主要浦の丸子船数、および積載総石高を示すものである。船数、積石高ともに他の主要浦と比較すると、大浦の船数と積載量は、それほど多いとはいえない。

前稿で検討対象とした月出浦の場合、船の艘数は船株の数とほぼ同数であった。琵琶湖の船を支配していた江戸幕府の船奉行も、船株数を基準として船数を制限しようとした形跡がみられる<sup>14)</sup>。大浦の船株は、右掲の表にみられるように、20艘前後であったのあろうか。

堅田に残る寛延4年(1751)「浦々船株覚書」<sup>15)</sup>には、大浦の船株について次のように記されている。

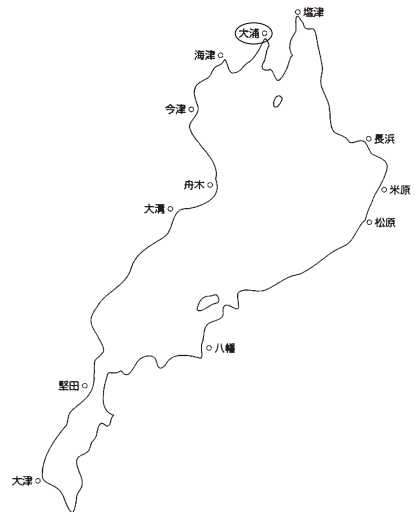
### 【史料1】

#### 一、七拾四 大浦

右九十浦所持仕候所、山中ノ海道開申候節、  
長浜之者共相働申候故、六浦長浜へ遣し申候

90の船株から6浦(株)を長浜へ渡していることが記されるが、数値は84ではなく、74となっており、整合していない。ただし、他の史料に、「長浜十六艘舟中」<sup>16)</sup>という舟運集団を示す表現がみられるため、実際には6ではなく16であり、差し引きが74となるのだろう。

大浦の船株の特徴は、船株が問屋株(問屋株)に付属していることである。安政5年(1858)「浅井郡大浦船株の事」<sup>17)</sup>の冒頭に、「往古浦主問屋株座九株、これ有り候処、内三株は、慶長年中相減じ、残り六株の分、壹株に付き、船拾貳艘宛、外に、帳屋分と唱え候、船貳艘、都合七拾四艘の定め候」とあるように、問屋職が株化しており、1株につき12艘の船が付属しているという。この問屋株付属の12艘の船が、12株の船株を意味しているのである。



【図1】琵琶湖の主要浦

表1 主要浦の丸子船数・石高比較(17世紀中期)

1650～60年代		
浦名	船数(艘)	石高合計(石)
松原(承応2年:1653)	22	不明
その他彦根藩領(同上)	23	不明
大津(寛文5年:1655)	102	12640
堅田(同上)	47	12640
八幡(同上)	40	4030
大溝(同上)	15	1755
舟木(同上)	25	2615
今津(同上)	74	7949
海津(同上)	72	8989
大浦(同上)	20	2380
塩津(同上)	125	19602

表2 主要浦の丸子船数・石高比較(17世紀後期)

1690年代		
浦名	船数(艘)	石高合計(石)
松原(元禄3年:1690)	28	4650
米原(同上)	43	7120
長浜(同上)	44	4575
大津(元禄6年:1693)	107	15855
堅田(同上)	86	6214
八幡(同上)	37	6190
大溝(同上)	9	1135
舟木(同上)	26	3775
今津(同上)	108	17346
海津(同上)	76	11840
大浦(同上)	16	1164
塩津(同上)	110	19889

また、問屋株は、船株を付属したまま売買の対象となるものであった。

【史料2】<sup>88)</sup>

覚

一、屋敷壺ヶ所并に問屋株船浦共

右は藤三郎所持致しこれ有る処御未進不足に付き、入札に申し付け其方落札、七百拾匁にて相渡し候、向後支配これ有るべきもの也、  
正徳元年辛卯年六月九日  
(1711)

荒川喜右衛門(印)  
兼子又七郎(印)

大浦村 庄介殿

藤三郎の所有していた問屋株が、入札の結果、庄介の手に渡ったことを示す証文である。入札対象として「問屋株船浦共」とあるが、「船浦」というのが船株を差す。

また、問屋株について説明する明和5年(1768)「覚」<sup>89)</sup>には、以下のようにある。

【史料3】

覚

- 一、三拾六艘 三軒分 問屋船浦座共 蓮敬寺
- 一、二艘 帳屋分 同寺
- 一、二十四艘 二軒分 問屋船浦座共 助左衛門
- 一、拾二艘 問屋船浦座共 孫兵衛

右の通りに御座候、問屋船浦株共、三人の外には所持仕り候者、御座無く候、以上

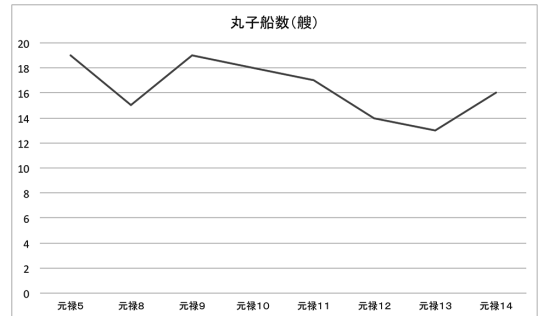
明和五年子十二月三日

江州大浦船年寄 蓮敬寺(印)  
同 助左衛門(印)  
同 孫兵衛(印)

石原清左衛門様 御役所

「三軒」、「二軒」とあるのが、問屋株のことである。同年の大浦の問屋株は、3株の蓮敬寺、2株の助左衛門、1株の孫兵衛によって所有されており、それぞれ1株に12艘ずつの船が付属していることがわかる。

ただし、前掲の【表1】【表2】にみられたように、大浦の船数は74艘には到底いたらない。実際、元禄5年(1692)以降に残る船運上銀の関係史料をみると、総数が20艘前後で推移することがわかる。



【図2】大浦の丸子船数<sup>90)</sup>

### 3 問屋と舟運

船株総数74株には及ばないにせよ、大浦では約20艘の丸子船が実際に活動していた。

享保12年(1727)の「覚」<sup>91)</sup>には、次のようにある。

【史料4】

覚

(2か条略)

- 一、当村に丸船望の者には、各浦を貸し、丸船遣わさせ申す儀に御座候、若し、浦法に相背き申す者には船浦貸し申さず、往還の荷物積ませ申さず候様に、古来致し来り申し候御事、
- 一、当浦に船浦所持は、問屋座の外に、拾石積みにて一艘も成し申さず候御事、  
(後略)

舟運に従事する権利は問屋座の者に独占され、丸子船を使用したいものは「各浦を貸し」受けることで初めて舟運に従事することが可能であった。このように、舟運への従事に当たっては、問屋の権利が絶大であった。

問屋自身も舟運に従事していた。年月日未詳ではあるが、次の史料がその様相を説明してくれる。

【史料5】<sup>92)</sup>

覚

(2か条略)

- 一、問屋へ断を以相頼ミ申節、諸事吟味之上、正道ニ相勤可申義、問屋得心之上にて為遣来申候、且又往古ハ問屋六軒之船外ニ、免シ舟式三艘共ニ拾七八ニ而相勤申候、只今ハ問屋自身船壹艘も無御座候、有合候舟ハ、皆々問屋座方一年切ニ免し座ニて相勤申御事、荷物物多分敦賀方上り申節ハ、浦々方艫折舟參積送

り来申御事  
 右之通依御尋、乍恐書付差上ケ申候、毛頭偽り  
 ケ間敷義不奉申上候  
 年号月日 湖大浦湊長や  
 蓮敬寺  
 問屋持  
 同 問屋助左衛門

船御奉行様  
 (後略)

かつて、6軒の間屋の船の他に、許可を得た船が2、3艘あり、計17、8艘が稼働していた。この記述に従うと、問屋は15艘ほどの船を有していたことになる。しかし、この史料が作成された時期には、問屋の船は1艘もなく、「有合候舟ハ、皆々問屋座方一年切ニ免し座ニて相勤申御事」、すなわち、問屋座から1年期限で許された船のみが活動していたという。

大浦では、このように問屋座からの許可を得て舟運に住持する人々を、「脇船持」、もしくは「浦なし」と表現しており、彼らは、船年寄の指揮下にあった。大浦の場合、これら船年寄は、問屋と兼帯であったようである。

【史料6】<sup>23</sup>

指上ケ申一札之事

一、米・荷物舟積仕り候テ、漣(艀カ)權・但可(単舸カ)迄吟味仕り候処、弥以向後遂僉儀ヲ、随分吟味可仕候御事  
 (1か条略)

一、船々御年寄衆之御付候儀、何事ニ而も違背仕問敷候御事  
 (中略)

延宝九年酉ノ三月十日  
 (1681)

脇船持 仁左衛門(印)  
 作地郎(印) 勘兵衛(印)  
 与次兵衛(印)  
 孫七(印)  
 次右衛門(印)  
 孫二郎(印)  
 与兵衛(印)  
 大作(印)  
 孫二郎(印)  
 中老 喜右衛門(印)

舟御年寄 蓮敬寺殿  
 作助殿  
 藤九郎殿  
 助左衛門殿  
 まいる

また、貞享2年(1685)に船頭中が舟運の権利をめぐる訴訟を起こすが、その相手である「次右衛門・与次兵衛・与兵衛・作太夫・孫七」は、「無浦舟之者共」と表現されている。彼らは、「方々拾四五年以前方在所へ入人ニ而、舟之作法存ルものニ而ハ無御座候」<sup>24</sup>という。このうち次右衛門が翌貞享3年(1686)に作成した証文は、次の通りである。

【史料7】<sup>25</sup>

指上ケ申一札之事

一、当年、私方舟とも折番口の御帳を付け諸荷物積み申し度く存じ奉り、いろいろ違つて頼み上げ申し候えば、当年切りに、貴様、浦御借し下され、忝く存じ奉り候、然る上は、積物以下少しも如在申し上げず、念に入れ申すべく候、当年切りに浦御借し下され候上は、御意の通り、毛頭違背申し上げ間敷候、少し成りとも、我儘成る御事申し上げ候はば、浦御取上げ成さるべく候、其の時、一言の御詮言申し上げ間敷候、其の為、手形指し上げ申す処件の如し、

貞享三年寅ノ三月二十八日

大浦舟主

浦なし 次右衛門

舟御年寄 藤九郎殿

宛名の藤九郎は、「舟年寄」の肩書きが付されるものの、史料中に「貴様、浦御借し下され」とあるように、問屋であることがわかる。このように、問屋から船株を借用する「浦なし」の船主たちは、問屋と個別に契約を交わすが、のちにその借用関係が次のような一通の証文に集約されるようになる。

【史料8】<sup>26</sup>

手形之事

一、各々様舟浦御借し下され有り難く存じ奉り候、自然借り浦にて御座無くと申す者出来仕り候はば判形の者共罷り出、急度埒明け申す

べく候、若し各々様仰渡されの儀違背仕り候か、何様の出入がましき事共仕出し候はば、何時成り共御借浦御取上げ成さるべく候、一言の御侘言申し上げ間敷、後証の為、仍て一札、件の如し

元禄十丁丑年八月十八日

(1697)	蓮敬寺借浦	孫七(印)
	同	善左衛門(印)
	同	市右衛門(印)
	忠兵衛借浦	か十郎(印)
	同	作次(印)
	同	多郎作(印)
	同	作太夫(印)
	助左衛門借浦	与次兵衛(印)
	同	孫次良(印)
	左介借浦	左次兵衛(印)
	同	与兵衛(印)

船御年寄 蓮敬寺  
赤尾忠兵衛殿  
中洲左助殿  
中洲助左衛門殿

この史料の作成年月に見られるように、船浦の期限は8月を開始月とするが、これは別の史料に「当未秋船御改帳面より、来る申の年秋、船御改帳面の御迄」<sup>29)</sup>とあるように、幕府船奉行による船改めの時期を基準にしているためである。また、問屋と船主の関係は、明和5年(1768)に、当時の船年寄の孫兵衛が、「勘左衛門、勘兵衛、九郎次郎、右の者共は恐れ乍ら私普代の子方の者に御座候」<sup>30)</sup>と述べるように、譜代として固定化していくことがうかがえる。

また、上掲の史料では、問屋の名称として蓮敬寺、忠兵衛、助左衛門、左介の4家がみられるが、後には3家に集約されていく。

【史料9】<sup>29)</sup>

船浦借り手形之事

(中略)

明和元年申八月

(1764)	蓮敬寺浦	伝介(印)
	蓮敬寺浦	茂作(印)
	蓮敬寺浦	弥三郎(印)
	蓮敬寺浦	市右衛門(印)

蓮敬寺浦	作次(印)
介左衛門浦	平助(印)
庄介浦	長左衛門(印)
庄介浦	勘左衛門(印)
庄介浦	勘兵衛(印)
庄介浦	九郎次郎(印)

船御年寄中様

さらに、こののち、「庄介浦」は「孫兵衛浦」に変わり、4年後の明和5年には、前掲【史料3】が示す体制となる。

問屋から船浦を借りる船主は、他浦では「無株」者と表現される立場である。一般に、無株者は、株所有者に金銭を渡すことによって舟運に従事できたが、大浦では金銭の授受がなかったことが、明和5年(1768)の史料に示される。

【史料10】<sup>30)</sup>

乍恐奉願上口上書

(中略)外浦々には、浦借請け候得ば、浦借代差し遣し候得共、大浦の儀は、前々より、今に於いて船遣い候ても、一銭も借貸出し申す儀は、御座無く候、船遣い度きものこれ在り候得ば船年寄え、其の段申し聞き、御願ひ申し上げ、御極印頂戴仕り、船渡世仕り候浦法にて御座候、(後略)

大浦では、他浦において舟運従事権の対価として浦借代の授受がなされているとの情報が入っていたにもかかわらず、無賃という独自の運営方式が取られていたことがうかがえよう。

おわりに

本稿では、18世紀半ばまでの大浦の船株の性格について検討した。大浦の船株は、問屋株に付属するもので、問屋株1株につき12艘分の船株が付属していた。浦の問屋株総数は6株であり、これに帳屋分の船株数を加えると、船株の総数は74株となった。しかし、実際に舟運に従事していた丸子船の実数は74艘には及ばず、約20艘にとどまっていた。大浦は、船株数と丸子船実数が大きく乖離していた浦であるといえる。

約20艘の丸子船は、当初は大部分が問屋自身の提供によったが、問屋は次第に舟運から手を引き、浦を持たない船主に浦を貸すようになる。借浦主

は、毎年8月から1年の間、問屋に無賃で浦を借りるという契約を結ぶ必要があった。借浦主は、借り先の問屋が固定しており、その関係は譜代と表現されるものであった。

こののち、琵琶湖の舟運は不況期に入り、各浦では生き残りのために舟運構造の再編成がなされる。当該期の大浦における舟運動向の解明を、次の検討課題としたい。

### 注記

- (1) 拙稿「近世における琵琶湖舟運の構造」(『市場史研究』29、2010年)。
- (2) 杉江進『近世琵琶湖水運史の研究』(思文閣出版、2011年)。
- (3) 拙稿「琵琶湖の船株—浅井郡月出浦の事例から—」(青柳周一・東幸代・岩崎奈緒子・母利美和編『江戸時代近江の商いと暮らし—湖国の歴史資料を読む—』(サンライズ出版、2016年)。
- (4) 『滋賀県の地名』(平凡社、1991年)。
- (5) 浄土真宗本願寺派蓮敬寺開基五百年記念法要執行委員会『ふる里を訪ねて 奥琵琶湖 舟寄せ村の歴史』(1993年)。
- (6) 浄土真宗本願寺派。明応2年(1493)草創(前注(4)書)。
- (7) 艫折廻船仕法では、各浦におかれた帳屋が管理する「艫折(下)帳」に船主が名前を記載し、その記載順に荷物を積み出すことができた(拙稿前注(1))。
- (8) 「蓮敬寺文書」前注(5)書掲載史料。分類、および文書番号は「地域・行政関係」8。積文の読点や送り仮名はすべて同書による。
- (9) 「蓮敬寺文書」前注(5)書掲載史料。「舟論関係1」7。以下、「舟論1」とあるものはすべて同書による。
- (10) 「舟論1」8。
- (11) 「舟論1」36。
- (12) 拙稿「彦根藩の水運政策と船奉行—十七世紀後半期を中心に—」(藤井讓治編『彦根藩の藩政機構』、サンライズ出版、2003年)掲載表。
- (13) 拙稿前注(12)掲載表。
- (14) 拙稿前注(3)。
- (15) 「神田神社文書」(神田神社蔵)。
- (16) 「蓮敬寺文書」(本願寺史料研究所『本願寺教団史料<京都・滋賀編>』、本願寺出版社、2010年)。積文や読点は、同書による。
- (17) 「舟論1」122。
- (18) 「舟論1」32。
- (19) 「舟論1」87。
- (20) 「舟論1」14・15・16・18・19・20・21・22より作成。
- (21) 「舟論1」38。
- (22) 「蓮敬寺文書」(前注(16)書掲載)。
- (23) 「蓮敬寺文書」(前注(16)書掲載)。
- (24) 「蓮敬寺文書」(前注(16)書掲載)。
- (25) 「舟論1」13。
- (26) 「舟論1」17。
- (27) 「舟論1」65。
- (28) 「舟論1」79。
- (29) 「舟論1」74。
- (30) 「舟論1」86。

### 【付記】

本研究は、JSPS 科研費 16K03052、同 16H01946、同 16H01944、同 15H03248 の助成をうけたものです。